

## 弘前市適正着果サポートアプリ端末貸出要領

令和8年6月9日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、広くりんご生産者等に対して、適正な着果量の確認のサポートを通して営農の円滑化及び栽培技術の習得の効率化を図り、もってりんご産地の維持・発展に繋げることを目的に、りんご生産者等に対し市が所有する適正着果支援アプリ端末（以下「本端末」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 本端末の貸出しの対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有するりんご生産者
- (2) 市内に本店を有する農業法人
- (3) 市内に本店又は支店を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合
- (4) 公益財団法人青森県りんご協会
- (5) 市内の卸売市場の開設者、市内に本店を有する移出業者等の農産物流通事業者
- (6) 前各号に掲げる者のうち3者以上により構成される団体であって、地域のりんご産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
- (7) 青森県
- (8) つがる弘前農業協同組合の組合員
- (9) その他課長が認めた者

(貸出の申込み)

第3条 本端末を借り受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、適正着果サポートアプリ端末貸出申込書兼借用証書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

(貸出決定)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、貸出しの可否を決定し、適当と認めたときは、その旨を適正着果サポートアプリ端末貸出決定通知書（様式第2号）により、当該申込みをした申込者に通知するものとする。

(貸付簿の整備)

第5条 市長は、本端末の貸出状況を明確にするため、適正着果サポートアプリ端末貸付簿（様式第3号）を整備するものとする。

(貸出期間等)

第6条 本端末の貸出期間は、14日を超えてはならない。ただし、第2条第3号から第5号に規定する団体等が、生産者への技術指導に使用する場合や、団体等の組合員や構成員等へ貸与する場合は、この限りではない。

2 本端末の貸出し及び返却の場所は、市が指定する場所とし、貸出時間及び返却時間は、原則として、弘前市の休日に関する条例（平成18年弘前市条例第2号）に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

(貸出料)

第7条 本端末の貸出料は、無料とする。ただし、本端末の運搬及び稼働（通信料を含む。）に要する一切の経費は、第4条の規定により貸出決定を受けた者（以下「借受者」という。）が負担するものとする。

（管理及び使用）

第8条 借受者は、善良な管理者の注意をもって本端末を管理しなければならない。かつ、貸出しの決定を受けた目的及び内容以外では使用してはならない。

（転貸）

第9条 借受者は、本端末を第三者に転貸してはならない。ただし、第2条第3号から第4号までに規定する団体等が、団体等の組合員、構成員等に貸与し、普及啓発を行う場合は、この限りではない。

（本端末の損害賠償等）

第10条 借受者は、故意又は過失により本端末を破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、市長の認定する損害額を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

2 借受者は、本端末を破損等した場合は、その内容等を速やかに事故報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（第三者への損害賠償等）

第11条 借受者による本端末の使用及び保管に起因し、第三者への損害が発生した場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、市はその損害額を負担しない。

2 借受者による本端末の使用及び保管に起因し、借受者自身への損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物への損害が発生した場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、市はその損害額を負担しない。

（使用報告）

第12条 借受者は、本端末を返却するときは、適正着果サポートアプリ端末使用報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月9日から施行する。